

三条市子ども・若者総合サポート会議 実務者会議（第1回虐待防止部会） 議事録

日 時 平成21年12月22日（火）午後2時～4時

会 場 三条市役所栄庁舎3階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第

- 1 あいさつ
- 2 各機関及び事務局紹介
- 3 議 事
 - (1) 三条市子ども・若者総合サポートシステムについて
 - (2) 虐待防止部会について
 - (3) 情報交換
- 4 そ の 他

議事要旨

- 1 挨 拶 三条市教育委員会 子育て支援課長 久住とも子
- 2 各機関及び事務局紹介 各自自己紹介
- 3 議 事
 - (1) 三条市子ども・若者総合サポートシステムについて
 - 事務局説明
「三条市子ども・若者総合サポートシステム マニュアル支援者用 Ver. 1」（2～9ページ参照）に基づき、事務局（子育て支援課）から説明
 - 質疑応答
無
 - (2) 虐待防止部会について
 - 事務局説明
「三条市子ども・若者総合サポートシステム マニュアル支援者用 Ver. 1」（マニュアル10・11・16ページ参照）に基づき、事務局（子育て支援課）から説明
 - 質疑応答
学校側が虐待を発見した際は、子育て支援課に連絡すればよいのか。
➤（事務局）
 - ・ 子育て支援課の総合支援係に通告してもらいたい。警察で児童虐待を把握した時は、一時保護ということが考えられるが、子育て支援課の担当に連絡すればよいのか。
➤（事務局）
 - ・ 明らかに一時保護が必要な場合は、直接児童相談所へ連絡した方が迅速に対応できる。ただ、そこまでに至らないような場合は、市役所の宿直に連絡願いたい。子どもの所属先での対応も必要になってくる場合もあるが、子育て支援課のところに情報が集約されてくるので、子育て支援課から子どもの所属先など関係機関との連絡調整をやっていただくことになるということでしょうか。

➤ (事務局)

- ・今回は実務者会議で、関係機関の代表機関の方しかご出席されていないので、例えば小学校であれば他にもいくつかの小学校があるので、各機関に再度その時々に対応について情報をお伝えしていきたい。

(3) 情報交換

- ・小中学生になると自分が虐待を受けていたら通報しようと思えば出来ると思うが、相談先が分からないのではないかな。広く一般的に周知されると、潜在的な虐待が少なくなると思う。
- ・虐待を受けた場合は、相当精神的なダメージを受けている場合があり得るので、大人になってトラウマになったり、第2の虐待予備軍になることもあり得ると思うが、皆さんの考えを聞きたい。

(事務局)

緊急の電話番号はお配りのハンドブックの裏面に掲載しているが、市で24時間対応できていないのが現状だが、緊急時は先程の連絡先を活用していただくということでお願いしたい。子ども本人から、「私は虐待を受けています。」という通告の例は聞いていない。子どもは親をかばう。保育所や幼稚園、小学校の先生方、あるいは地域の方など周りの方からの通告しか手段としてはない。虐待の連鎖といったお話があったが、確かにそのような影響はあるのではないかと個人的には思っている。地域でいかに早く発見してあげるかということが大事なのではないかな。

(児童相談所)

虐待件数というのは年々増加しているということだが、それは虐待自体が増えているのか、それとも虐待についての考えが世間で広まり相談してみようというような機運が高まって出てきているのか、その両方があると思うが、そういった流れになっていると思う。今虐待としてあがってきやすいものとしては、身体的な虐待がある。例えば、保育所等でちょっと不自然なあざがあるなどであがってくるものもあるが、それだけではなく、子どもが最近おどおどした様子があるとか、衣服が薄汚れていてお風呂に入っていない様子もあるといった子ども自身のサインから、家庭で虐待が行われている可能性があるというところで、相談を受けることになる。児童相談所では、そのような相談があった場合まず事実関係を確認するのだが、相談所だけではなかなか手が届かない部分もあるので、保育所等市関係機関と連携させていただきながら調査をして対応するという手順を取らせていただきたいと思います。

- ・虐待の少ない市町村はあるのか。

(児童相談所)

虐待相談件数が少ない市町村はある。だからといって、対応が素晴らしいから虐待件数が少ないとは言えない。市町村の中では、虐待の相談について非常に積極的に取り組んでいるところもあるが、足並みがそろわない部分もあるので、児童相談所としては、でこぼこがないように取り組んでいただきたい。